

予 算 要 求 資 料

令和6年度当初予算

支出科目 款：衛生費 項：薬務水道費 目：薬務費

事業名 【新】災害薬事コーディネーター養成研修事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 薬務水道課 薬事麻薬係 電話番号：058-272-1111(内3432)

E-mail : c11224@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 574 千円 (前年度予算額) : 0 千円

<財源内訳>

区分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使 用 料 手数料	財 産 収 入	寄 附 金	そ の 他	県 債	一 般 源
前年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要求額	574	0	0	0	0	0	0	0	574
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

薬事関係団体を医薬品等の供給や薬剤師の派遣等について協定を締結しているものの、薬剤師や医薬品に関するニーズの把握とマッチングを行う専門家（薬剤師）が明確に位置付けられておらず、医薬品の供給・薬剤師の派遣等を迅速・的確に行うための体制が整備されていない。

(2) 事業内容

- ・災害薬事コーディネーターの役割の認識、必要な知識・技術の習得を図るための研修を実施し、災害時に薬事衛生を調整する災害薬事コーディネーターの使命感を身に着ける。
 - ・災害医療提供のための法制度等について
 - ・災害時の薬事サポート（薬事体制の確立・薬事トリアージ・医薬品供給等）について
 - ・薬剤師が行うべき災害時の薬事衛生活動の調整について
 - ・災害薬事の状況把握と資源の再配分について
- ・研修会修了者を災害薬事コーディネーターに任命し、災害薬事コーディネーターを中心として「災害時の薬事提供体制」を強化していく。

※災害薬事コーディネーター

災害時に、都道府県・市町村が行う保健医療活動における薬事に関する課題解決のため、都道府県等における保健医療活動の調整等を担う本部において、被災地の医薬品等や薬剤師及び薬事・衛生面に関する情報の把握やマッチング等を行うことを目的として、都道府県において任命された薬剤師のこと。

(3) 県負担・補助率の考え方

大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について（令和4年7月22日付、科発0722第2号厚生労働省大臣官房厚生科学課長等通知）において、各都道府県における大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備にあたっての留意事項の一つとして保健医療福祉調整本部に県が任命した災害薬事コーディネーターが参画・連携し事務を行うことが求められており、養成・任命については、全額県負担が妥当。

(4) 類似事業の有無

平成28年度に災害薬事コーディネーター研修会を県薬剤師会に委託して実施したことがある。

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	78	講習会講師謝金
旅費	337	講習会講師費用弁償費等
消耗品費	100	事務用消耗品等
通信運搬費	48	電話代・郵送料
使用料・賃借料	11	会場費
合計	574	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) これまでの取組状況

平成28年度に災害薬事コーディネーター研修会を県薬剤師会に委託して実施したことあるが、県による任命は行っていない。

(2) これまでの取組に対する評価

国通知により災害薬事コーディネーターの災害時における医療体制への参画について明示されるなど、大規模災害時の保健医療活動の内容も大きく変わってきていることから、当時の研修内容では求められる役割を十分に果たせないおそれがあるため、最新の知見を取り入れた研修を実施し、改めて県が災害薬事コーディネーターを任命する必要がある。

事 業 評 價 調 書 (県単独補助金除く)

■ 新規要求事業

□ 継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

令和6年度及び令和7年度に災害薬事コーディネーターの新規任命研修を行い、令和7年度末までに県内で計76名の薬剤師を災害薬事コーディネーターに任命する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (R5)	R6年度 目標	R7年度 目標		終期目標 (R8)	達成率
災害薬事コーディネーター数		38	76		76	%

○指標を設定することができない場合の理由

(これまでの取組内容と成果)

令和3年度	・取組内容と成果を記載してください。
令和4年度	指標① 目標： ____ 実績： ____ 達成率： ____ %
令和5年度	指標① 目標： ____ 実績： ____ 達成率： ____ %

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)

3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない

(評価)	大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について（令和4年7月22日付、科発0722第2号厚生労働省大臣官房厚生科学課長等通知）において、各都道府県における大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備にあたっての留意事項の一つとして保健医療福祉調整本部に県が任命した災害薬事コーディネーターが参画・連携し事務を行うことが求められているため、今後発生しうる災害への対策として災害薬事コーディネーターの設置・養成が求められている。
------	---

・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)

3：期待以上の成果あり
2：期待どおりの成果あり
1：期待どおりの成果が得られていない
0：ほとんど成果が得られていない

(評価)	
------	--

・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)

2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている

(評価)	
------	--

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

現状、岐阜県では、県が任命した災害薬事コーディネーターがいないため、今後発生しうる災害への対策として災害薬事コーディネーターを任命・養成をしていく必要がある。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

令和6年度及び令和7年度に災害薬事コーディネーターの新規任命研修を実施し、研修を修了した者を災害薬事コーディネーターに任命する。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課	
組み合わせて実施する理由 や期待する効果 など	